

議案第 8 1 号

交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について

交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和元年 1 1 月 2 8 日提出

交野市長 黒 田 実

提案理由 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、
所要の改正を行いたいため。

交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例案

交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第22号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）
第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。